

令和7年度塩竈市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度塩竈市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内戸数 | 24,351 戸 |
| (2) 年間処理水量 | 7,943,870 m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 21,764 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 公共下水道事業 | 173,732 千円 |
| ポンプ場事業 | 361,724 千円 |
| 流域下水道事業 | 92,698 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 | |
|-----|---------|--------------|--|
| 第1款 | 下水道事業収益 | 4,095,479 千円 | |
| 第1項 | 営業収益 | 1,873,581 千円 | |
| 第2項 | 営業外収益 | 2,221,895 千円 | |
| 第3項 | 特別利益 | 3 千円 | |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 3,878,158 千円 | |
| 第1項 | 営業費用 | 3,573,205 千円 | |
| 第2項 | 営業外費用 | 294,450 千円 | |
| 第3項 | 特別損失 | 503 千円 | |
| 第4項 | 予備費 | 10,000 千円 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額953,769千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,416千円、当年度分損益勘定留保資金920,353千円で補てんするものとする。)

| | 収 | 入 | |
|-----|--------|--------------|--|
| 第1款 | 資本的収入 | 3,090,102 千円 | |
| 第1項 | 企業債 | 2,832,000 千円 | |
| 第2項 | 負担金 | 73 千円 | |
| 第3項 | 補助金 | 258,029 千円 | |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 | 資本的支出 | 4,043,871 千円 | |
| 第1項 | 建設改良費 | 629,002 千円 | |
| 第2項 | 企業債償還金 | 3,404,869 千円 | |
| 第3項 | 予備費 | 10,000 千円 | |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|---------------|------------|
| 藤倉汚水ポンプ場改築事業(令和7年度) | 令和7年度から令和8年度 | 240,000 千円 |
| 公営企業会計システム賃借料(令和7年度) | 令和7年度から令和12年度 | 18,150 千円 |
| 水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金(令和7年度) | 令和7年度から令和12年度 | 3,000 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|---------|-----------|-------|-------|---|
| | 千円 | | % | |
| 公共下水道事業 | 398,600 | 証書借入 | 5.0以内 | 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |
| 流域下水道事業 | 92,600 | | | |
| 資本費平準化債 | 1,060,200 | | | |
| 借換債 | 1,280,600 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1)収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2)資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1)職員給与費 117,090 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受け取る金額は1,151,234千円である。

令和7年2月19日提出
塩竈市長 佐藤光樹